

## [事案 23-150] 転換契約無効確認請求

・平成 24 年 4 月 25 日 裁定終了

### <事案の概要>

利率変動型積立保険に転換契約で加入した際に、募集人の説明が不十分であったとして、転換を無効とし、転換後契約の既払込保険料の返還を求めて申し立てのあったもの。

### <申立人の主張>

平成 20 年 6 月に定期保険特約付終身保険から利率変動型積立保険に転換したが、その後平成 23 年 6 月に契約内容のお知らせを見るまで、旧契約の積立金を転換後契約の保険料に充当することを知らなかった。定期取崩保険料についての説明を受けておらず、錯誤があったので、転換を無効とし、転換後契約の既払込保険料を返還してほしい。

### <保険会社の主張>

下記の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 加入時の設計書および契約申込書に「定期取崩」の制度が記載されている。
- (2) 契約に際して、定期取崩保険料について口頭においても説明している。
- (3) 契約申込書に自署押印され、約款を受領されている。
- (4) 毎年、『総合通知』（契約内容確認書類・「定期取崩」記載）をお送りしている。

### <裁定の概要>

裁定審査会では、申立書、答弁書等の書面および申立人からの事情聴取の内容にもとづき審理した結果、下記の理由により申立内容は認められないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして裁定手続を終了した。

#### (1) 説明義務違反の有無

申立人は、募集に際し、設計書は使用されたが保険会社が再現した設計書とは異なる旨を陳述するが、転換契約時に用いられる説明書類は、保険会社によって同一書式で作成されるのが通常であり、また、再現された設計書に不自然な点は見当たらないことからすると、保険会社の再現した設計書と同様の記載の設計書が、本契約の説明に用いられたと考えられる。

また、申立人は、事情聴取において、転換比較表は見たことがないと陳述するが、転換契約の説明に際しては、一般に転換比較表が用いられており、また、申込書には、転換比較表を確認し、受領したとして、申立人が受領印を押印しているので、本件においても転換比較表が用いられたと推認することができる。

- (2) 転換契約の内容を、設計書や転換比較表なしに説明することは困難であることから、通常、これらの説明資料を使用し、その内容に則した説明が行われるが、本件において、保険料という重要な事項について、通常とは異なった説明がなされたと認める証拠は見当たらない。また、これらの資料には、定期取崩保険料について、容易に理解できる内容で記載されている。

従って、募集人は、定期取崩保険料について、説明資料に則した説明を行ったもの

と推認でき、募集人が申立人に対して、定期取崩保険料について説明しなかったという事実は認定できず、募集人に説明義務違反があったとは認められない。